

控訴審 第 2 回口頭弁論報告

日 時・・・2008 年 5 月 28 日(水) 10 時 30 分 東京高裁 805 法廷

まず、控訴人国側（外務省）から提出された「第 2 準備書面、証拠説明書、乙第 15～16 号証」の確認がおこなわれました。

その後、被控訴人側（原告）代理人である東澤弁護士が、以下のように述べて原告の訴えを取り下げを表明しました。

「この訴訟は、当初、情報公開の決定に 2 年間もかかるという外務省の怠慢をただすために提起されたが、その怠慢は違法であると一審判決もなされ、また、その後訴訟に 2 年間を経過するうちに、今月初めに外務省からすべての文書についての決定がなされた。このような状況に鑑みて、この訴訟はこれ以上続ける意味もなくなったので、この控訴手続の対象となっている訴えを取り下げることにしたい」

国側は、それに対して、訴えの取り下げには同意する意向であるが、最終的な決裁が間に合わなかったため、もう一度期日を続行してほしいと述べましたが、裁判所は、原告側の訴えの取り下げは法廷で述べたことにより有効なので、あとは国側が同意の書面を出せばよいだけの話であることを指摘し、次回の期日は特に指定することなく（期日は追って指定）終了しました。

以上の経緯で、控訴審は、形式上はまだ終了していませんが、国側が訴えの取り下げに対する同意書面を裁判所に提出した時点で、控訴審は終了することになります。

この控訴審が終了することにより、争いの場合は、すでに提起されている第二次訴訟（第 1 回 7 月 1 日）に移ることになり、そこでは外務省が外交上の不利益などを理由に、日韓会談記録の一部の文書を不開示としたことの是非が、本格的に争われることになります。

国側（外務省）からの返事がきたら、すぐにお知らせいたします。